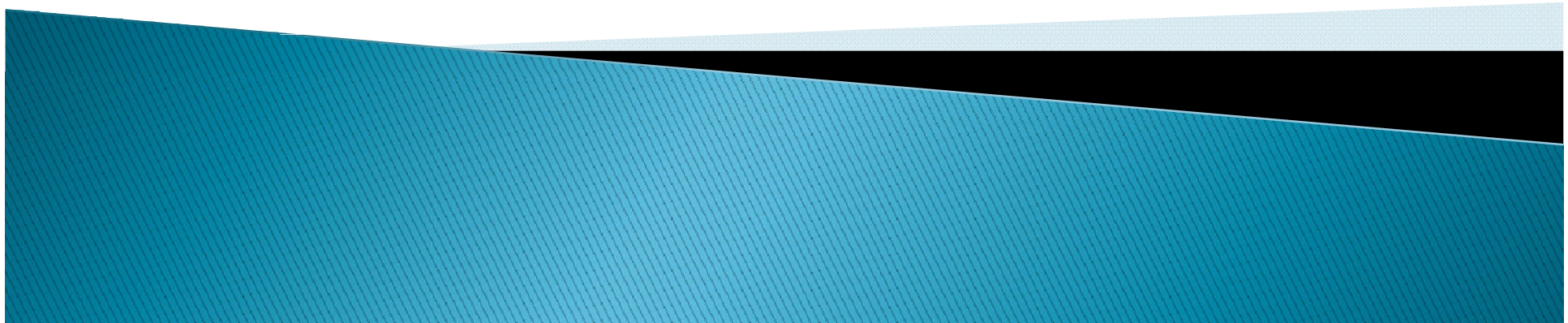


# ILO海事労働条約国内法化 改正事項関連 条約説明資料

海事局 運航労務課



# 最低年齢(第1.1規則)

最低年齢に達していない者は、船内で雇用され若しくは従業し、又は労働してはならない。

改正

16歳未満の者



船内労働



午前0時から午前5時までの間  
を含む少なくとも9時間を対象

18歳未満の者



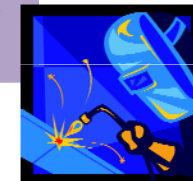
夜間における労働



## 夜間労働の例外

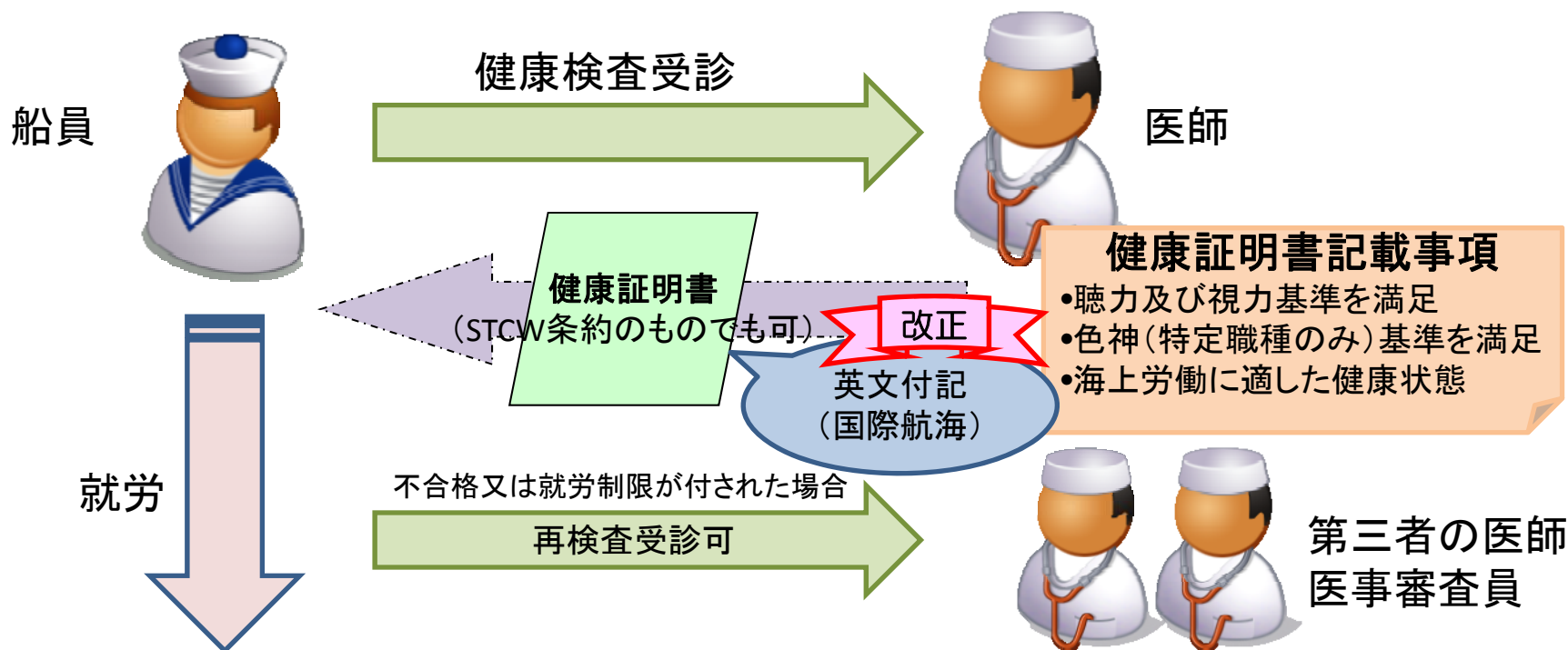
- 効果的な訓練が損なわれる場合
- 次の要件を満たす場合
  - 職務の特性上又は訓練計画上、夜間における職務に従事する必要があるとき。
  - 主務官庁が関係労使と協議の上、当該労働が当該船員の健康又は福祉を害するものではないと決定するとき。

危険作業(安全又は健康を損なう恐れのあるもの)



# 健康証明書(第1.2規則)

船員は、職務に従事するために医学的に適していると証明されない限り、船内で労働してはならない。



健康証明書の有効期間...2年(18歳未満は1年)  
色神に関する証明書の有効期間...6年

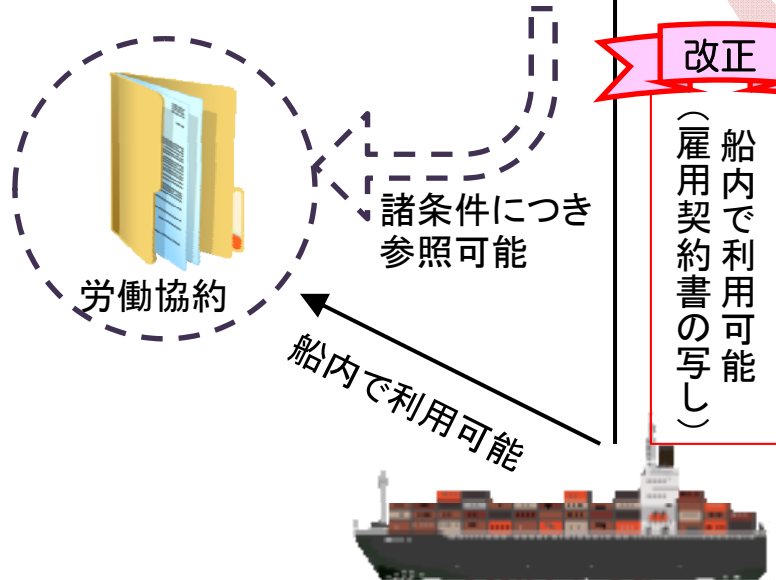
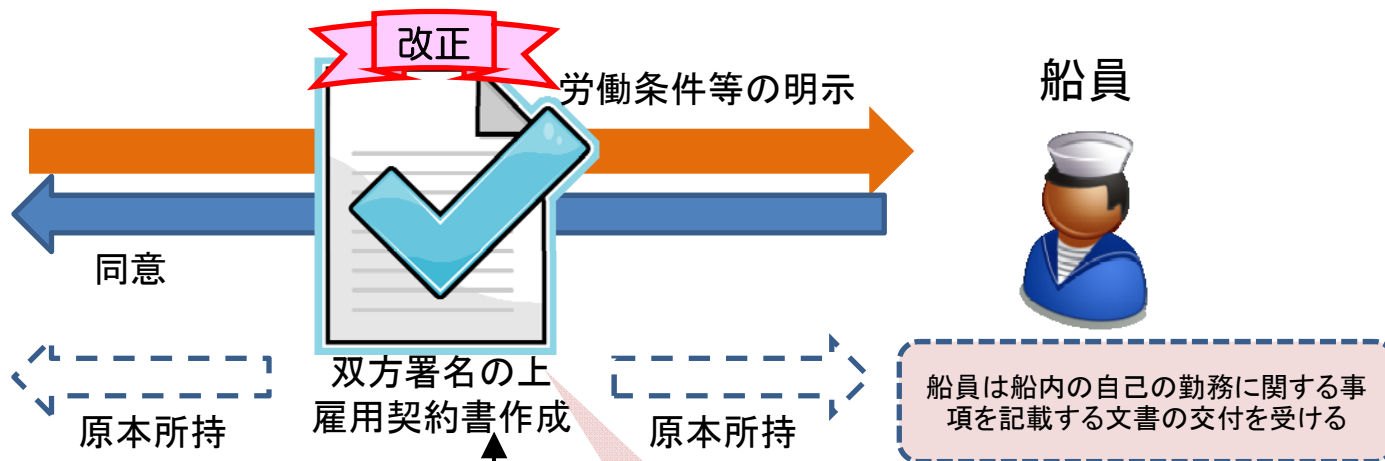
緊急の場合...主務官庁は健康証明書取得可能な次港まで健康証明書なしで労働許可(最大3か月)可能  
航海中に満了した健康証明書...健康証明書取得可能な次港まで有効(最大3か月)

# 船員の雇用契約(第2.1規則)

船舶所有者



船員

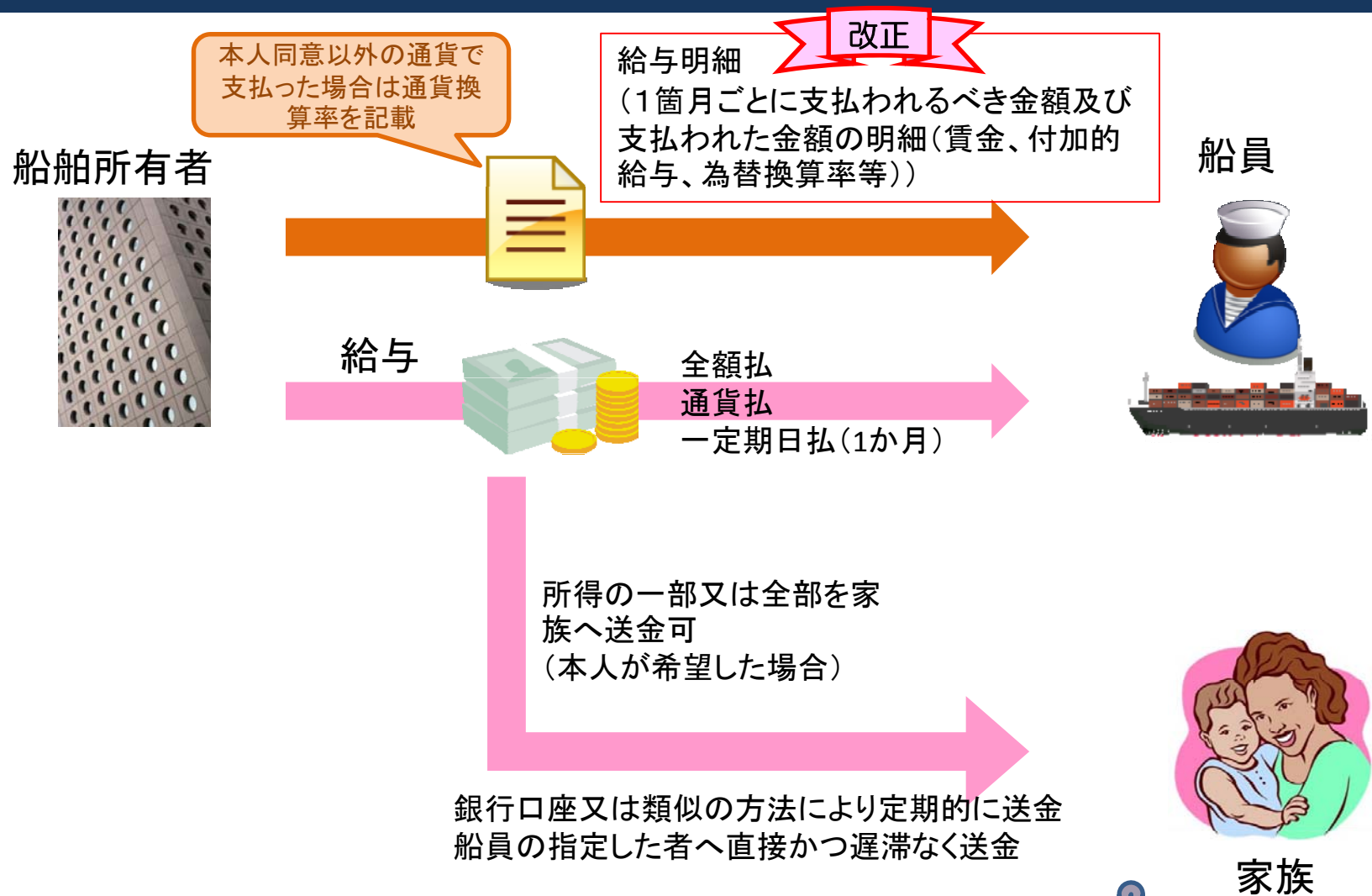


- 船員の氏名、生年月日、出生地
- 船舶所有者の氏名等
- 雇用契約締結場所及び年月日
- 職務、賃金、有給休暇
- 雇用契約の終了条件
  - 期間の定めのない雇用契約
  - 期間の定めのある雇用契約
  - 特定航海のみ有効な雇用契約
- 社会保障
- 送還の権利
- 労働協約への参照
- その他国内法に定める事項

改正

- 雇用契約書及び労働協約が英語でない場合...
  - ①契約書の基準様式＋②労働協約のうちPSC対象分野 について英語で利用可能とすること。
- 船員雇用契約を解除するための最低予告期間...最低7日(関係労使と協議の上加盟国が決定)

# 賃金(第2.2規則)



- 家族送金に係る料金は、妥当な金額であること。
- 通貨の為替換算率は、原則国内法令に従い、一般的な市場相場又は公式に公表された相場であり、かつ、船員にとって不利とならないものとする。

# 労働時間又は休息时间(第2.3規則)

加盟国

日本は最長労働時間を規定

いずれかを規定



## 最長労働時間

24時間につき14時間  
7日間につき72時間



## 最短休息时间

24時間につき10時間  
7日間につき77時間

改正

船長に対する規制は労使協定により例外可能

船員の通常の労働時間

1日8時間

1週間当たり1日の休日及び公の休日

基礎

休息時間は2分割が可能  
片方は6時間以上  
休息時間の間隔は14時間以下

改正

労使協定により  
例外可能



- 操練等の強制的訓練は休息時間の妨害を最少とし、かつ、疲労を引き起こさない方法によって行う。
- 機関区域が無人である場合のように船員が待機の状態にある場合において、労働のための呼出しにより通常の休息時間が妨げられたときは、当該船員は、適切な補償の休息時間が与えられる。

船内労働の取決めに関する表  
(a) 海上及び港における業務の予定  
(b) 最長労働時間又は最短休息时间

船員が容易に確認できる  
場所に掲示

船員の毎日の労働時間  
又は休息時間の記録

記録の写しを船員に交付

作業言語及び英語による  
標準様式で作成

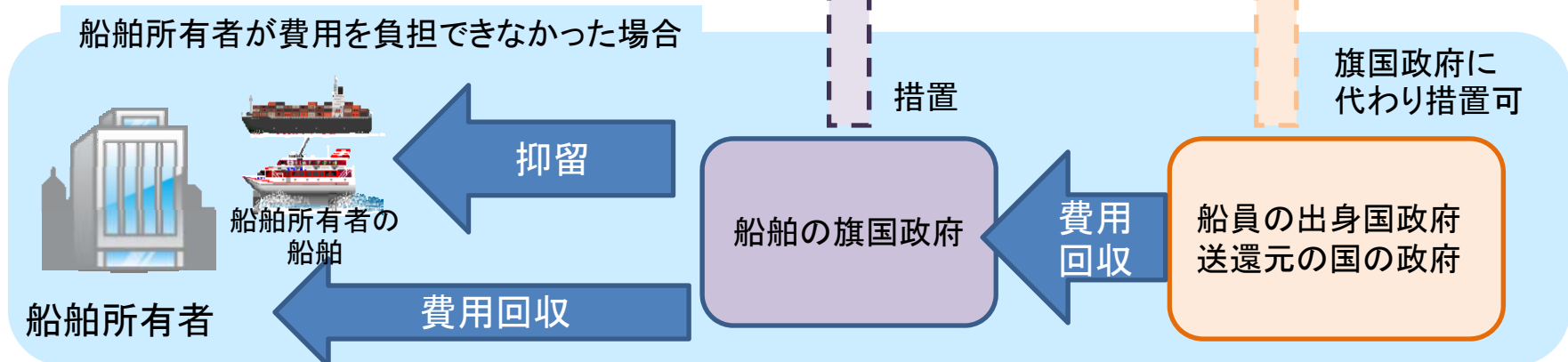
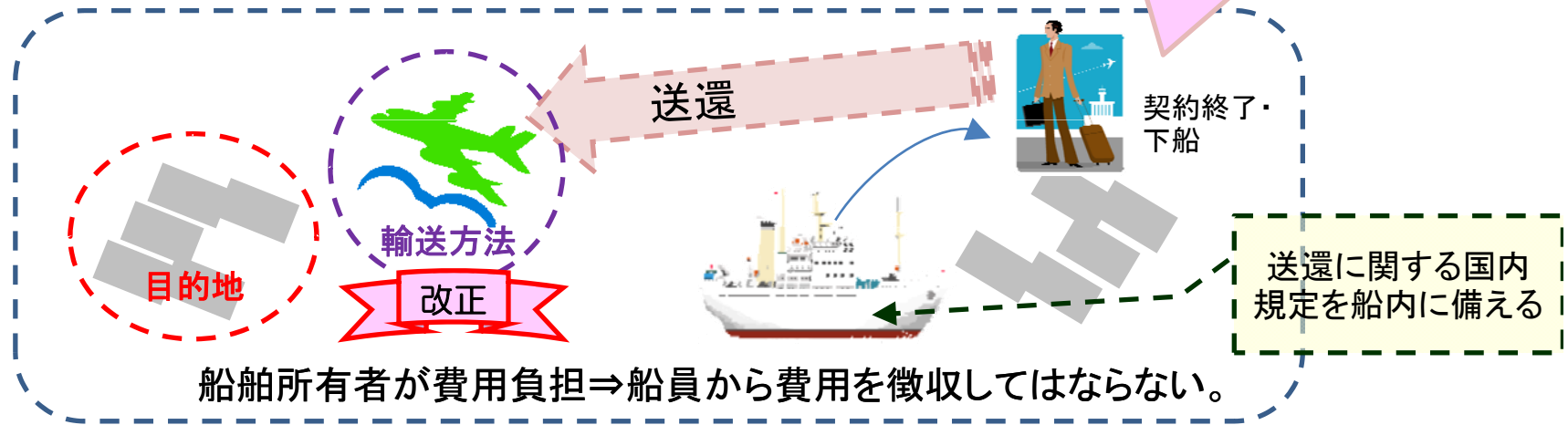
# 送還(第2.5規則)

## 船員が送還される権利を有する場合

- 海外で雇用契約が終了
- 船舶所有者が雇用契約を解除
- 船員が正当な理由により雇用契約を解除
- 船員が職務遂行不能又は特定状況下で職務遂行の見込みなし

### 法令又は協約に規定

- 送還すべき状況
- 権利取得に必要な勤務期間(最長12カ月)
- 送還の**目的地**、**輸送方法**、対象とされる費用の項目等



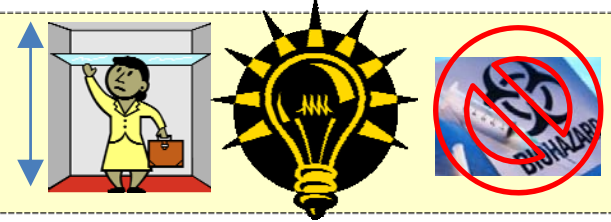
改正

# 居住設備及び娯楽設備(第3.1規則)

※赤枠は国内法令の改正を要する事項

## 設備の一般要件

居住設備の天井高203cm以上、適切に防熱  
照明及び排水設備を設ける  
騒音及び振動、その他環境の要素、化学物質からの危険の防止



船舶の中央部又は船尾部の満載吃水線より上

## 寝室(床面積要件あり)

非旅客船

旅客船・特殊目的船



船長、機関長、一等航海士には寝室と居室、執務室を供与

## 原則個室

職員以外...相部屋可  
(特殊目的船は四人超可)

- 寝室は男女別
- 個別の寝台を設置(L198×W180cm)
- 船倉・貨物室等から直接寝室へ入口設置を禁止
- 各部屋にロッカー、机等を設置



寝室・食堂に自然又は人口の照明

## 食堂

寝室から離れた場所で可能な限り調理室の近くに設置  
(十分な広さを有すること。)

非旅客船の寝室に洗面台を設置

## 衛生設備



個別設備がない場合  
6人当たり1つ設備

## その他



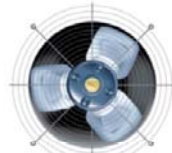
病室設備  
船員15人以上  
航海3日超の船舶



エアコン



暖房



換気設備



事務室



洗濯設備



職務外に利用できる場所(解放された甲板上)



# 食料及び供食(第3.2規則)

## 食料及び飲料水の供給

次の要素を考慮した適当な量、栄養価、品質及び種類

- 船内の船員の数
- 宗教上の必要及び文化的慣行
- 航海の期間及び性質

改正

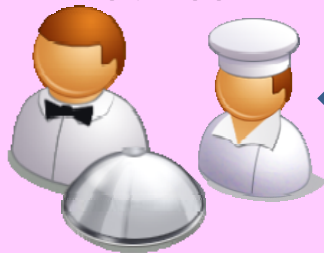


## 供食部

訓練を受けた  
有資格者(18歳以上)



## 船舶料理士



多様な栄養の  
ある食事



衛生的な状態で準備、提供

乗船中は無償



(船舶料理士の配乗を要しない船舶)  
調理担当要員は訓練又は指導を受けること  
(食料及び個人の衛生並びに食料の取扱い  
及び貯蔵を含む分野)

改正

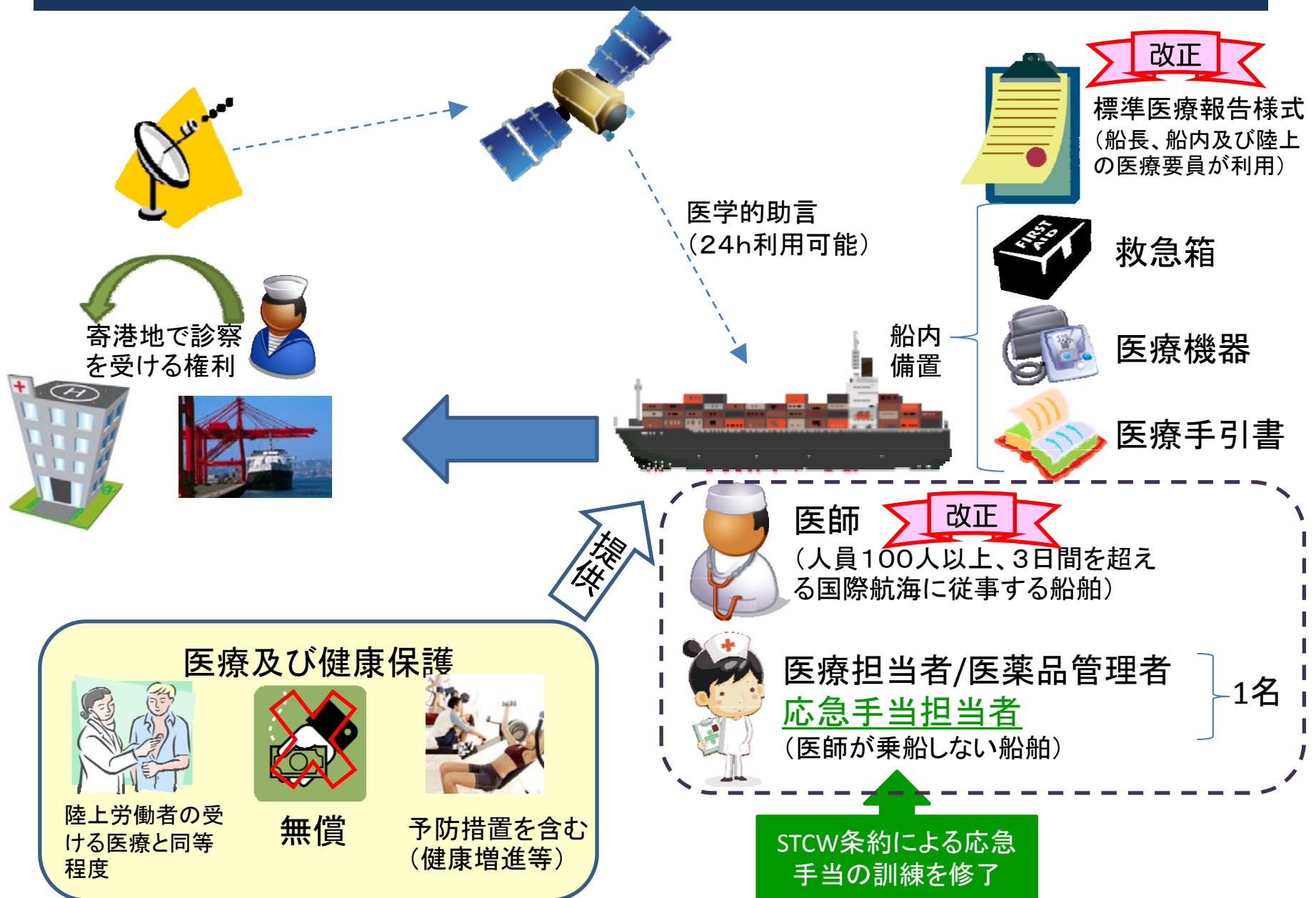
改正

船長の監督のもと、船内で頻繁な検査を実施、記録

- (a) 食料及び飲料水の供給
- (b) 食料及び飲料水の貯蔵及び取扱いのための場所及び設備
- (c) 食事の準備及び提供のための調理室その他の設備



# 船内及び陸上の医療(第4.1規則)



# 健康及び安全の保護並びに災害の防止(第4.3規則)

定期的に  
レビュー

- 加盟国は、関係労使と協議して安全衛生に関する国内的な指針を作成・公表
- 加盟国は、安全衛生に関する国内的法令・基準を制定

## 安全衛生に関する 国内法令

安全衛生に関する政策・プログラムの策定・実施・促進

災害疾病を防ぐ予防措置  
(化学物質の有害性・危険な要素等)

船内プログラム  
災害疾病の防止  
安全衛生の継続的向上

危険な状況の検査・是正・報告

船内災害の調査・報告

船内安全委員会の設置

5名以上の船舶



権限ある機関

作成・分析・公表



災害疾病の詳細な統計

災害・疾病報告

特定の危険性について注意喚起

参照

船長・一等航海士は計画を実施する上で特別な責任を有する

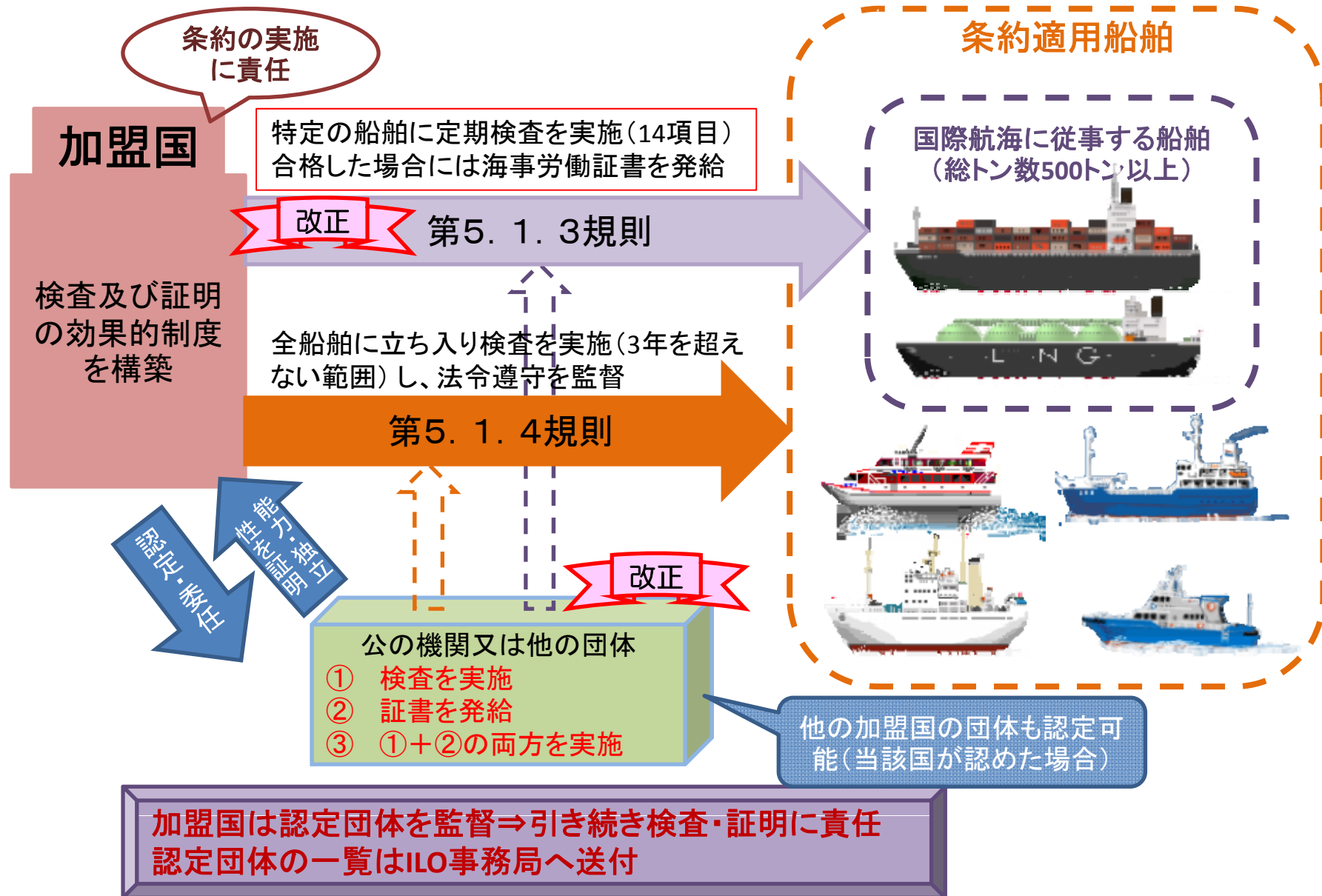
遵守

船舶所有者・船員・その他関係者



改正

# 旗国の責任(第5.1規則)



改正

# 暫定海事労働証書(第5.1.3規則)

## 発給対象船舶

- 新船を回航する場合
- 船舶が旗国を変更する場合
- 船舶所有者が新たな船舶の運航についての責任を負う場合

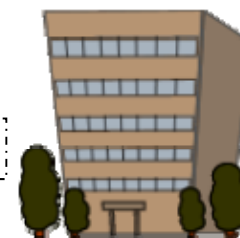


有効期間:最長6月  
更新不可

各国の状況を踏まえて判断  
(規定上発給を要しない)

暫定海事  
労働証書

海事労働  
適合申告書



主管庁等

以下の事項が確認された場合に発給

### 検査を実施

1. 最低年齢
2. 健康証明書
3. 船員の資格
4. 船員の雇用契約
5. 職業紹介機関の利用
6. 労働時間又は休息时间
7. 配乗水準
8. 居住設備
9. 娯楽設備
10. 食料及び供食
11. 健康・安全・災害の防止
12. 船内医療
13. 船内苦情処理手続
14. 賃金の支払

### 船舶所有者が証明

この条約を遵守  
するための適当  
な手続を有して  
いること

実行可能かつ合理的  
な範囲で実施(簡易  
な検査)

### 船長が以下のことに精通

- この条約の要件
- 実施のための責任

### 主管庁に提出

関連する情報

改正

# 船内における船員の苦情処理の手続の概要(第5.1.5規則)

【権限のある機関】

【船舶所有者】



不利益取扱の禁止

手続を定めた文書の写しの提供

船内苦情処理手続の整備

苦情の申立

海事労働条約  
の要件への違反

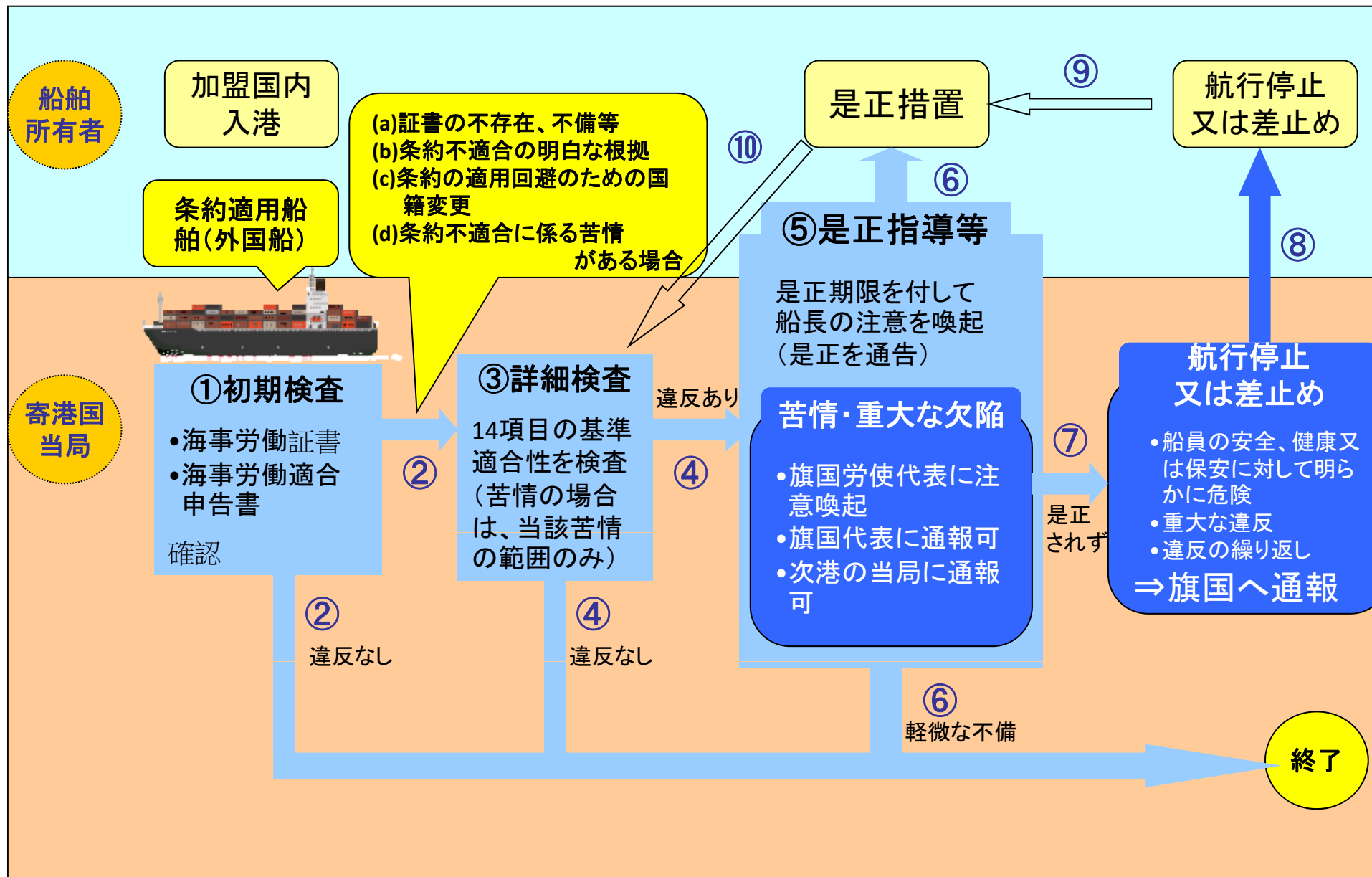
海事労働条約  
の要件への違反

【船長】

苦情の申立

【海員】





# 陸上における船員の苦情処理の手続の概要(第5.2.2規則)

改正

【初期検査】



【外国籍船船員】

海事労働条約違反

【苦情の申立】

【寄港地の権限のある機関】



苦情への対応義務

守秘義務

- 海事労働証書及び海事労働適合申告書の確認
- 船内苦情処理手続による解決が図られたかの確認
- 関係者からの意見聴取

第5.2.1基準各号に該当する違反  
(証書の不備、違反の明白な根拠等)があるか?

Y

N

詳細検査の実施

(適切な場合には)  
船内における苦情解決の促進要請

第5.2.1.6基準各号に該当する違反  
(重大又は繰り返された違反等)があるか?

Y

N

出航停止・差し止め

苦情は解決されたか?

N

Y

解決

- 旗国への通報及び苦情解決のための助言・是正のための行動計画要請
- (旗国の関与を以てしても苦情が解決されなければ) 寄港国において、国際労働事務局長及び旗国の船主・船員団体に関連情報を通知